



外国での特許、実用新案、意匠、商標の**権利取得**を**支援**します！

INPIT

外国出願補助金



第2回
公募期間

令和7年9月1日(月)～9月22日(月)

中小企業者等の外国出願に必要な費用の一部を補助します。

INPIT外国出願補助金とは？



INPIT 外国出願補助金は、中小企業者等に対して、外国における発明（特許）、考案（実用新案）、意匠又は商標の権利化（出願手続）に要する費用の一部を補助することで、中小企業者等の国際的な知的財産戦略の構築を支援します。

既に日本国特許庁に対して行っている出願について、パリ条約に基づく優先権を主張して外国特許庁等へ出願するもの等が補助対象となります。詳細は、INPITのHPをご確認ください。



▲HPはコチラから

1 補助対象経費

外国特許庁等へ納付する出願手数料、代理人費用、翻訳費用等が対象です。

※交付決定通知後に着手して発生した費用に限ります。

2 補助金額



	中小企業者等 試験研究機関等（大学等を除く）	試験研究機関等 （大学等）
補助金額	1事業者あたり300万円以内 1出願に対する補助金額の上限は以下のとおり。 ・特許出願 : 150万円以内 ・実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願の各出願 : 60万円以内 ・商標の抜け駆け対策の出願 : 30万円以内	上限なし
補助率	1/2	

※1事業者あたりの上限額は、同一年度内の公募回に共通して適用されます。例えば、令和7年度、令和8年度の1事業者あたりの上限額は、それぞれ300万円以内となります。

3 スケジュール



補助金申請は jGrants (電子申請システム) で



※jGrants(電子申請システム)での申請のみ受け付けます。GビズIDプライムアカウントの発行に1週間程度かかりますので、早めのID(GビズIDプライムアカウント)の取得をお勧めします。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

補助金を申請される方は [こちらから](#)



中間手続補助 (審査請求・中間応答)



令和7年7月より、INPIT外国出願補助金の出願補助の交付決定者などを対象に、特許出願に係る中間手続に関する補助を開始いたしました。

補助金額	1手続(各国別)に対する補助上限金額 : 50万円以内
補助率	1/2

※受付期間：令和7年7月1日(火)～令和7年12月22日(月)まで
※詳細は、INPIT外国出願補助金のホームページをご確認ください。

本紙に関するお問合せ先

INPIT 外国出願補助金事務局 (一般社団法人発明推進協会)
TEL : 03-3502-5424

特許庁においても、中小企業等に対して、都道府県中小企業支援センター等を通じて、外国出願に要する費用の1/2を助成する事業を行っています。
<お問合せ先> 特許庁 総務部 国際協力課 海外展開支援室 TEL : 03-3581-1101 (内線 2577)
https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

